

家畜共済死廃・病傷事故共済金免責規程の改正について

家畜共済死廃・病傷事故共済金免責規程 新旧対照表

改正後		現行	
家畜共済死廃・病傷事故共済金免責規程		家畜共済死廃・病傷事故共済金免責規程	
免責基準及び割合		免責基準及び割合	
1. 死廃事故に対する免責基準及び割合		1. 死廃事故に対する免責基準及び割合	
1) 事故発生通知の遅延による免責		1) 事故発生通知の遅延による免責	
項目	免責割合	項目	免責割合
(1) (略)	(略)	(1) (略)	(略)
(2) (略)	(略)	(2) (略)	(略)
(3) と畜場から牛伝染性リンパ腫による全部廃棄の連絡を受けた後、3日以内に組合等に通知がない場合。	1割	(3) と畜場から牛白血病による全部廃棄の連絡を受けた後、3日以内に組合等に通知がない場合。	1割
2) 損害防止義務違反による免責		2) 損害防止義務違反による免責	
項目	免責割合	項目	免責割合
(1) (略)	(略)	(1) (略)	(略)
(2) (略)	(略)	(2) (略)	(略)

<p>2. 病傷事故診断書提出遅延に係る免責基準及び割合</p> <p>病傷事故において、次に該当するものは、基準により共済金の全額又は一部を免責する。</p>		<p>2. 病傷事故診断書提出遅延に係る免責基準及び割合</p> <p>病傷事故において、次に該当するものは、基準により共済金の全額又は一部を免責する。</p>	
項目	免責割合	項目	免責割合
(1) 病傷事故診断書を、転帰月の翌月から4ヶ月以上から6ヶ月未満経過して提出した場合。	1割	(1) 病傷事故診断書の提出が転帰日の属する月の翌月から審査月までに4ヶ月以上から6ヶ月未満遅延した場合。	1割
(2) 病傷事故診断書を、転帰月の翌月から6ヶ月以上から1年未満経過して提出した場合。	5割	(2) 病傷事故診断書の提出が転帰日の属する月の翌月から審査月までに6ヶ月以上から1年未満遅延した場合。	3割
(3) 病傷事故診断書を、転帰月の翌月から1年以上経過して提出した場合。	10割	(3) 病傷事故診断書の提出が転帰日の属する月の翌月から審査月までに1年以上遅延した場合。	10割
(4) 病傷事故診断書を、終診月から転帰月までが3ヶ月経過してから提出した場合。	1割	(4) (新設)	
(5) 病傷事故診断書を、終診月から転帰月までが4ヶ月以上から6ヶ月未満経過してから提出された場合。	5割	(5) (新設)	
(6) 病傷事故診断書を、終診月から転帰月までが6ヶ月以上経過してから提出された場合。	10割	(6) (新設)	

附 則

この免責基準は、令和8年4月1日から施行する。